

# PTA団体総合補償制度加入のお知らせ

## 1. PTA団体傷害保険

PTAが主催または共催する行事に参加中（自宅と行事会場の往復途上を含む）、PTA会員や生徒が事故によって傷害を被った場合に適用

補償内容	保険金額	保険料
死亡保険金	235万円	25,272円 一世帯あたり81円 (312世帯)
後遺障害保険金 (障害の程度によって)	9,4万円~235万円	
入院保険金 日額(180日)	3,000円	
手術保険金 (手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金日額の)	入院中10倍・入院中以外5倍(1事故につき1回)	
通院保険金 日額(90日)	1,500円	

注) スポーツ振興法の定めるところにより補償される生徒の事故については、本保険の対象外

注) 保険金額、保険金日額は被保険者1名あたりのもの

注) 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による傷害
- ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中による傷害
- ・病気、心神喪失などおよびこれらを原因とする傷害
- ・地震や噴火またはこれらによる津波、戦争や暴動等による傷害

※熱中症は保険金支払いの対象となります。

## 2. PTA賠償責任保険

PTAの役員や責任者の不注意、管理、指導ミスにより、生徒・保護者・教師が、会員もしくは第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、または第三者からの借用物を損壊し、法律上の責任を負った場合などに適用

補償内容	保険金額	保険料
対人賠償 (自己負担額：1事故1千円)	5,000万円(1名あたり支払限度額) 3億円(1事故あたりの支払限度額)	3,015円 児童・生徒1名 あたり9円 (生徒数335名)
対物賠償 (自己負担額：1事故1千円)	500万円(1事故あたり支払限度額)	
保管物賠償 (自己負担額：1事故5千円)	10万円(1事故あたり支払限度額) 1,000万円(年間あたり支払限度額)	
提供飲食物危険補償特約	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う賠償責任と同額	
法律相談・クレーム対応費用補償特約	弁護士費用：1事故あたり支払限度額100万円/ 年間あたり支払限度額1億円	

・PTA活動(役員会、総会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール)の遂行中に、管理上ミスなどによって第三者の身体・財物に損害を与えた場合

・PTAが他人から借りたスポーツ用具などをPTAや生徒が破損・紛失したり、盗難にあった場合

保険期間：令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時までの1年間

保険請求事項が発生した場合は、下記までご連絡ください。

飯山満中学校(422-0088) 教頭 根本まで

PTAより折り返しご連絡いたします。